

鈴鹿市 行政情報化行動計画

(平成29年度～平成31年度)



鈴鹿市

平成28年12月

目 次

■ 第1章 計画の策定に当たって

第1節 計画の趣旨	1
1 策定趣旨	1
2 計画の位置付け	3
3 計画期間	3
第2節 国・県の情報化施策	4
1 国の情報化施策	4
2 三重県の情報化施策	7
第3節 鈴鹿市における情報化の経過と課題	8
1 主な取組と現状	8
(1) 新庁舎建設に伴うネットワークの再構築	8
(2) 出退勤システムの導入・更新	8
(3) 財務会計システムの更新	8
(4) 総合住民情報システムの更新	9
(5) 機器の標準化	9
(6) GIS（地理情報システムの更なる活用）	9
(7) 共同化事業への参加	10
(8) 公文書管理	11
(9) 個別業務システムの更新・構築について	11
(10) NPO支援	11
(11) 情報セキュリティ対策	11
2 情報化の課題	13
(1) 前計画の課題と現状	13
(2) 新たな課題（マイナンバー制度対応等）	14

■ 第2章 アクションプラン

第1節 アクションプランの構成	15
第2節 情報化の推進による市民サービスの向上と行政事務の効率化	16
1 ICTを活用したサービスの提供と行政事務の情報化	16

(1) 基幹系システムとマイナンバーの活用	16
(2) 行政情報ネットワーク（庁内LAN）管理	16
(3) 地理情報システム（GIS）	17
(4) オープンデータの推進	18
2 情報システムの適切な調達と効率的運用	19
(1) システム導入支援と人材育成	19
(2) システム評価	19
(3) システムの最適化	19
(4) システムの共同化	19
3 情報資産の適正管理と適切な情報セキュリティ対策	21
(1) 攻撃リスク等の低減のための抜本的強化対策	21
(2) 個人番号（特定個人情報）と宛名データの管理	21
(3) 強固なセキュリティ対策	22
(4) 情報セキュリティ教育と危機管理	22
第3節 実施スケジュール	24

■ 第3章 推進に当たって

第1節 推進体制の整備	25
1 庁内における情報システム整備推進体制	25
2 計画の進行管理	25

■ 用語集	26
-------	----

第1章 計画の策定に当たって

第1節 計画の趣旨

1 策定趣旨

地方自治体の電子化の流れは、平成12年11月に「高度情報通信ネットワーク社会形成基本法（IT基本法）」が制定されたことを契機に、全国的に加速しました。

鈴鹿市（以下「市」という。）では、平成9年からホームページを開設するとともに、外部との電子メールによる情報交換を開始しました。平成12年度からは、インターネット時代に対応した行政情報化の取り組みを加速させ、都市計画図などの地理情報、航空写真のインターネットでの提供、さらに、市の条例、規則、規程、要綱などを収録した例規集の公開など、市民への電子による情報提供サービスを行うとともに、これらの情報を庁内業務に利用することで、業務の効率化につなげてきました。その後も、電子市役所の実現をめざし、庁内情報システム基盤の整備を進めるとともに、平成17年3月には、新庁舎建設に向けた庁内ネットワークの再構築を大きな柱とした「鈴鹿市行政情報化基本計画」（以下「前計画」という。）を策定し、「ITを活用した市民満足度の向上」を基本理念として、『市民サービスの向上』と『行政運営の効率化』を目標に掲げ、情報化施策の具現化に取り組んできました。これらの結果、新庁舎建設に伴う新たなネットワーク基盤の整備をはじめ、全ての出先機関を光ケーブルで接続した高速ネットワーク網の構築や、端末機器の統一、基盤システムの更新などを実現してきました。

このように、市の行政サービス全般における情報化を進めてきましたが、その後、クラウドコンピューティング（以下「クラウド」という。）や仮想化技術の普及や携帯・ウェアラブル端末の高度化、ソーシャルメディアの発展など、近年のインターネット技術に代表されるICT^{*}の急速な進歩・普及により、市民ニーズの多様化が一層進んできており、その対応が求められるようになってきました。また、現在、社会保障・税番号制度（以下「マイナンバー制度」という。）の施行に伴う自治体間の情報連携に向けた準備作業や、インターネットのリスクへの対応を中心とした自治体情報セキュリティ対策の抜本的強化等が進められており、地方公共団体を取り巻くICT環境は劇的に変化していくことが予想されています。

このような中、『鈴鹿市総合計画2023（以下「総合計画」という。）』では、「市民サービスの向上」と「行政運営の効率化」を実現するために、多様な情報媒体を効率的・効果的に活用し、情報化を推進するとしており、情報化を取り巻く著しい環境の変化に対応しつつ、着実に成果を出していくためには、情報施策を全体的に捉えながら、より具体的な行動を明らかにすることが必要です。

そこで、新たに、「鈴鹿市行政情報化行動計画」（以下「行動計画」という。）を策定するものです。

行動計画は、総合計画で示された施策を実行するため、最新の情報・通信技術の動向，国・県等の情勢を踏まえながら，取り組むべき事項（アクション）をまとめたものです。これらを実施・実現することで，市民満足度を向上させるとともに，行政事務の効率化をめざします。

※ I C T : Information and Communication Technology の略（ I T（情報技術）に「Communication」を加え，ネットワーク通信による情報・知識の共有が念頭に置かれた表現）。行動計画では，固有名詞や引用を除き，「 I C T」を使用します。

2 計画の位置付け

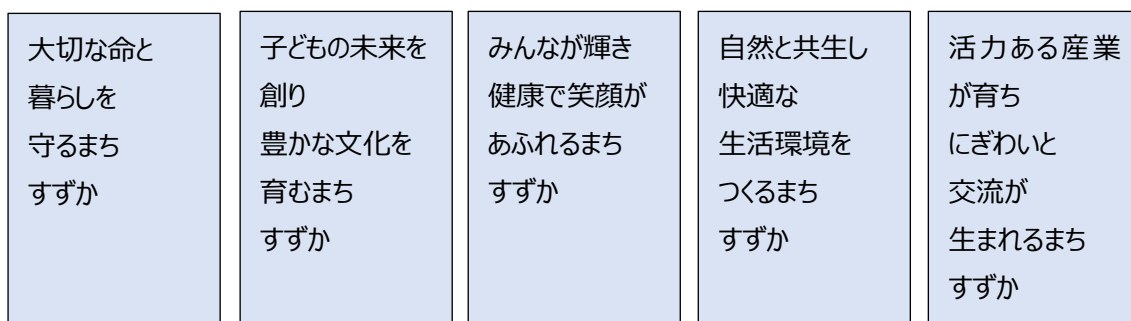
行動計画は、その方向性を総合計画と整合を図りながら、市における庁内のシステム基盤整備とその運用・保守、情報セキュリティ対策等、行政情報化に特化した個別計画とします。

行動計画の実行により、業務の効率化や各業務システムの効率的・効果的な導入・更新と安定運用を可能にし、総合計画に掲げる「行政が、経営資源を効率的、効果的に配分し、成果重視の行政運営を行っていること」という、めざすべき都市の状態25（施策－252 行政経営力の更なる強化 単位施策－2524 情報化の推進による市民サービスの向上と行政事務の効率化）の実現に資する計画として位置付けます。

鈴鹿市総合計画2023

【将来都市像】 みんなで創り 育み 成長し みんなに愛され選ばれるまち すずか

将来都市像を支えるまちづくりの柱



自治体経営の柱（5つのまちづくりの柱を支える基礎となる市全体の自治力の向上をめざすもの）

市民力、行政力の向上のために

【めざすべき都市の状態25】

行政が、経営資源を効率的、効果的に配分し、成果重視の行政運営を行っていること

●施策－252 行政経営力の更なる強化

◇単位施策－2524 情報化の推進による市民サービスの向上と行政事務の効率化

行動計画で内容（行政情報化施策）を具体化

3 計画期間

行動計画の計画期間は、総合計画の前期基本計画と終了時期を合わせ、平成29年度から平成31年度までの3か年とします。

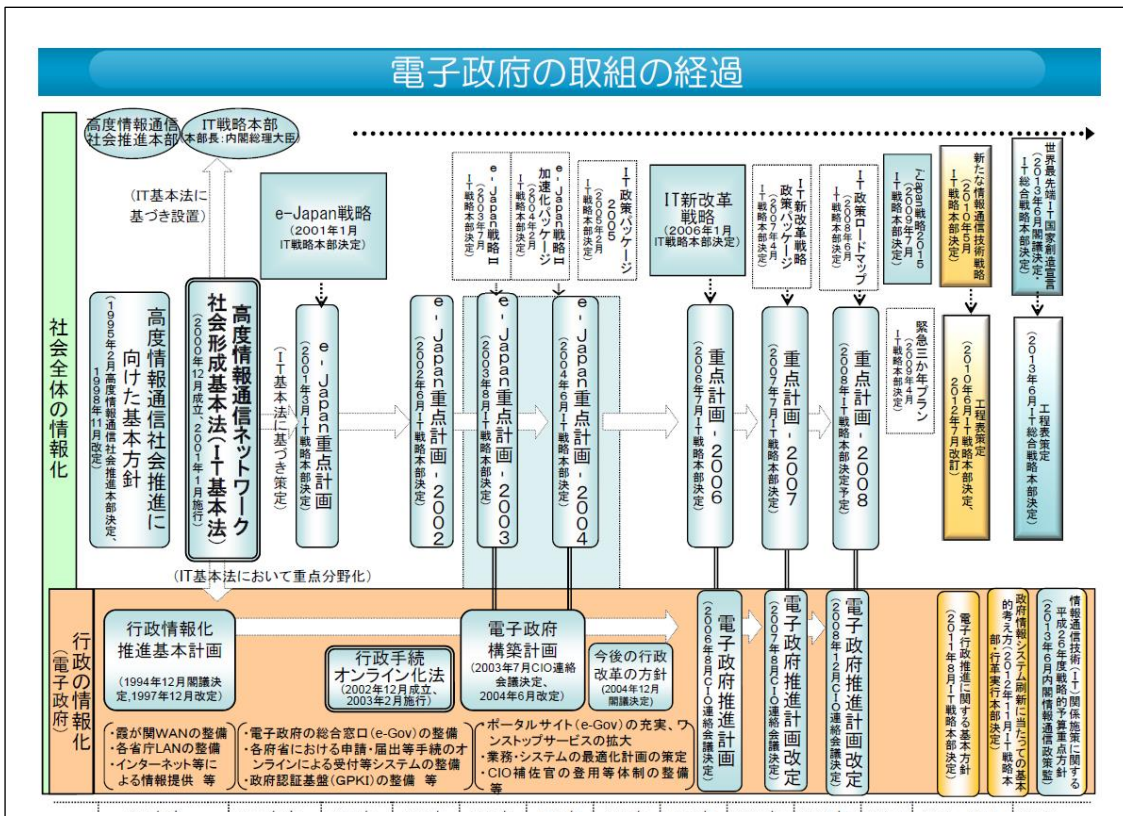
第2節 国・県の情報化施策

1 国の情報化施策

国では、平成13年に、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部（IT総合戦略本部）を設置し、「e-Japan 戦略」の策定を行い、「5年以内に世界最先端のIT国家になる」ことを目標に、ブロードバンドインフラの整備を中心とした本格的な取組が開始されました。

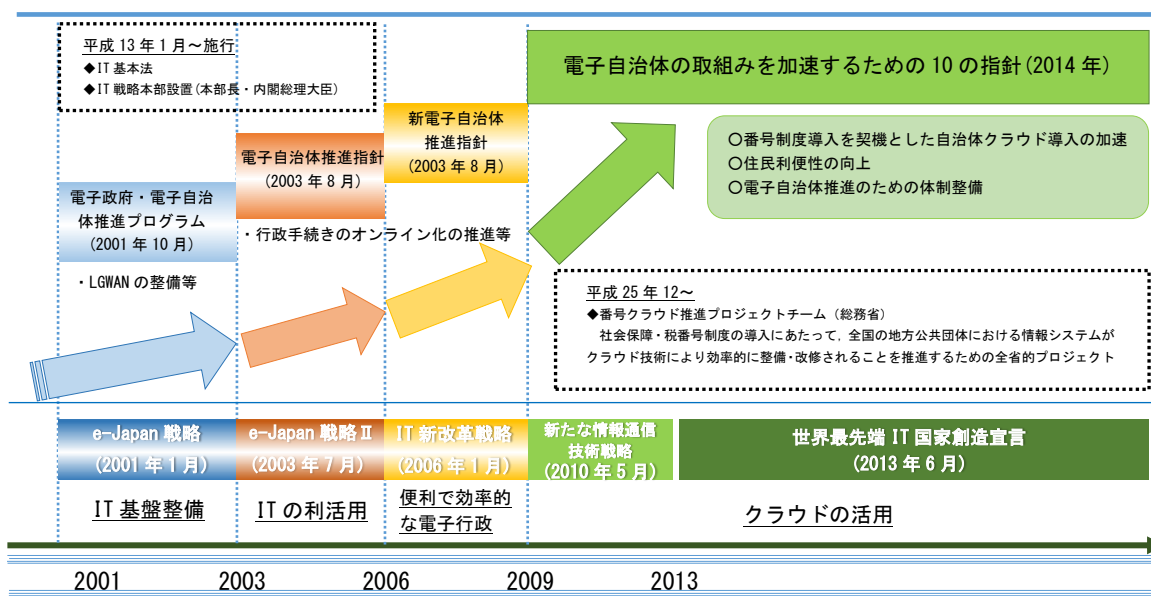
しかしながら、これまでICTの利活用が進まず、その成果を社会に十分に還元できなかったため、その反省を踏まえ、政府の新たなIT戦略として、平成25年6月14日に、『世界最先端IT国家創造宣言』（以下「宣言」という。）が閣議決定されました。

宣言は、策定後3年間におけるIT利活用に係る基盤の整備等による成果を受け、平成28年5月20日に変更されていますが、新たな宣言では、世界最高水準のIT利活用を通じた、安全・安心・快適な国民生活の実現を受けた次のステップとして、これまでの国や地方での着実な成果を我が国全体に展開することとし、「国から地方へ」「地方から国へ」の横展開を基本的な方針としつつ、「一億総活躍」「地方創生」「女性の活躍促進」「国土強靱化」などの諸課題の解決にITを利活用する取組を強化としています。



■ 国の電子政府に関する取組の経過（総務省ホームページ）

我が国のIT戦略と電子自治体の展開



■ 地方自治情報管理概要～電子自治体の推進状況（平成 25 年 4 月 1 日現在）～（総務省 平成 26 年 3 月）

その上で、具体的には、ITを巡る急速な技術進歩に対応しつつ、行政情報システム改革・業務改革の更なる徹底を図るとともに、国全体でデータ流通を促進する環境を整備し、データ利活用が様々な課題を解決することにより、高齢者をはじめ、あらゆる人々や社会全体に様々な恩恵をもたらすよう、総合的かつ計画的に取り組むという基本的な考え方の下、平成 3 2 年までを「集中取組期間」とし、次の重点項目を中心に、国・地方が一体となり強力に施策を推進していくとしています。

- 【重点項目 1】国・地方の IT 化・業務改革（BPR）の推進
- 【重点項目 2】安全・安心なデータ流通と利活用のための環境の整備
- 【重点項目 3】超少子高齢社会における諸課題の解決

これらのうち、地方公共団体の IT 化・業務改革（BPR）の推進として、業務の共通化・標準化を行いつつ、自治体クラウド導入の取組を加速することにより、地方公共団体の情報システムの運用コストの圧縮（3 割減）を図るとしています。また、データ流通基盤の整備として、国・地方公共団体・民間事業者等が保有するデータの一体的な利活用を促進するとし、課題解決型オープンデータの推進の具体的な実現を図るとしています。

一方、近年の電子自治体推進の取組として、平成 2 5 年 5 月に、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（マイナンバー法）」等が成立しました。マイナンバーは、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現する社会基盤（インフラ）として整備が進められており、これにより、利便性の向上とオンライン利用の拡充・定着

に重点的に取り組むとされています。宣言においても、マイナンバー制度を活用した国民生活の利便性の向上として、マイナンバーカードを用いた国・地方公共団体における調達手続の簡素化や、各種申請手続や定期的な行政手続の簡素化、国民の利便性向上に大きな効果がある業務での利活用案の検討を進めるとし、子育て支援、引越等に係るワンストップサービスや、テレビ・スマートフォン・コンビニ端末等を活用した電子的な行政手続等への多様なアクセスを、平成29年7月のマイナポータルの本格稼動に合わせて順次実現するとしています。

2 三重県の情報化施策

これまで、三重県では、県内の情報通信基盤となるケーブルテレビネットワーク整備の支援が行われ、全国に先駆けてブロードバンドゼロ地域が解消され、この基盤を活用して電子自治体構築に向けた行政WANなどの情報ネットワーク整備がなされてきました。

また、各部局の内部事務を効率よく処理するための情報システムを導入するとともに、三重県ホームページやGIS（地理情報システム）による情報提供など、県民サービスを向上させるための情報システムが整備されました。

平成28年4月に策定された三重県の総合計画である「みえ県民カビジョン」第二次行動計画においては、「県の情報ネットワークや情報システムの安定運用と改善に努めることで、県全体の効率的な行政運営が図られている」「県民一人ひとりが、ITを活用して様々な行政サービスを安心かつ快適に利用できる環境が整っている」ことが、めざす姿として掲げられています。

この目標達成に向けて、4つの取組方向が示されており、「県の情報ネットワークや情報システムの安定運用に取り組むことにより、職員が効率的に業務を処理できるよう支援する」「全ての情報システムを対象に、システムの企画、構築から運用、評価に至るPDCAサイクルによる最適化を推進し、IT利活用の適正化を進め、また、災害発生時において重要な役割を担う情報システムについて、業務継続計画の改定に取り組む」「県民の皆さんを対象に、より多様で、使いやすい行政サービスや行政情報の提供に取り組む」「県民の皆さんが、いつでも、どこでも情報通信サービスの利用が可能で、ITを活用した各種サービスを受けられるよう、情報通信環境の整備促進および市町の情報化を支援する」となっています。

また、第二次行動計画の最終年度となる平成31年度末までに、「県政の様々な分野で情報システムが効率的・安定的に運用されることで、県行政運営の効率化が図られるとともに、県民の皆さんへのオンラインによる行政サービスや行政情報の提供が効果的に進んでいること」を到達目標としています。

なお、県民への成果を表す指標である「県民指標」の目標項目として、「全庁基盤システムの停止時間」が設定されています。また、県が取り組んだことの影響が分かる指標である「活動指標」の目標項目として、「行政WAN等の基幹ネットワークの安定した運用」「全庁の情報システム適正化」「ITを活用した行政サービスの提供」「情報通信環境の格差是正と市町の支援」の4つが掲げられています。

第3節 鈴鹿市における情報化の経過と課題

1 主な取組と現状

前計画策定（平成17年3月）後、主に次のような取組を行っています。

（1）新庁舎建設に伴うネットワークの再構築

新庁舎の建設に合わせて情報通信ネットワークの再構築を行いました。行政情報化の基盤として、高度な情報セキュリティ対策が施された、安定した情報通信環境を整備するとともに、部門別のネットワークを統合し、効率的な管理によるトラブルの防止と運用コストの削減を実現しました。

また、平成15年から平成18年までにかけて、本庁舎、地区市民センター、消防、小・中学校、幼稚園、保育所等の出先機関を光ケーブルで接続し、高速ネットワーク網を構築しています。

大容量通信が可能となったことで、出先機関で管理されていたサーバやデータを本庁舎に集約し、一元管理することが可能となり、情報の適正管理とセキュリティの強化を図っています。

（2）出退勤システムの導入・更新

平成17年度に出退勤システムを導入し、庁内における勤務時間の管理・集計、庶務事務の効率化を実現しました。これにより、システム導入前までは職員に配付していた給与明細書も電子化され、印刷等の経費削減とペーパーレス化も実現しています。その後、平成22年度に機器の更新を行い、平成27年度のシステム更新を経て、より安定的なシステム運用を可能にしています。

（3）財務会計システムの更新

平成18年度には、個別パソコン・個別ネットワークで運用を行っていた財務会計システムのネットワーク統合を行っています。必要な機能を仕様に盛り込み、入札による選定で導入業者を決定し、運用コストの削減を実現しました。

システム統合前は限られた台数の専用端末で運用していたため、自由な利用ができない状態でしたが、パソコンと基盤の共有、システムのWeb化により、権限を持った職員は自席のパソコンからシステムの利用が可能となり、各種データの抽出による統計・決算等に有効活用できるようになりました。また、自席での利用が可能となったことにより、それまで本庁の専用端末を利用していた出先機関の職員の負担も大幅に軽減され、業務効率も向上しています。

なお、平成27年度に、財務会計システムを再更新し、業務の効率化を実現しています。

(4) 総合住民情報システムの更新

平成20年には、住民情報システムの更新を実施しました。

システムの更新時期に合わせて、住民記録・税・国民健康保険等を総合的に管理する、総合住民情報システム全体の大幅な見直しを行いました。それまで使用してきた汎用機からパソコンサーバにダウンサイジングを行い、機器を外部のデータセンターで委託管理することで、経費の削減と安定運用を実現しました。

また、総合評価方式により、パッケージシステムを選定することで、業務の最適化とコストの大幅な削減を実現しています。同時に、システムをWeb化することによって、シングルサインオン（一度の利用者認証で複数のコンピュータやソフトウェア、サービスなどを利用できるようにすること。）連携による各種ログの取得、アクセス制御によるセキュリティの強化を実現しています。

これらにより、職員は権限に応じて自席のパソコンからシステムの利用が可能となり、業務効率が向上しています。

(5) 機器の標準化

平成19年には、職員が使用する約1,500台全てのパソコンを統一した機種で一括更新しました。OS（基本システム）やソフトウェアだけでなく機種も完全に統一したことで、それまで機種ごとに様々であった操作性や保守体制を統一することができ、パソコン管理の効率が向上しています。

また、端末管理ソフトを同時に更新し、利用ログの取得、データの外部媒体への書き込み制限等を行うことで、セキュリティにも配慮しています。

パソコンの標準化に先立ち、平成17年には複合機を、出先機関を含めた一括導入で統一し、各所属で購入するプリンタの接続を原則禁止しました。これにより、パソコン設定作業の負担軽減だけでなく、印刷単価の大幅な削減、利用枚数の把握による適切な資源管理を実現しています。

また、不要となったこれらの情報機器についても、情報システム担当部署で一括してリサイクル手続きを行い、資源の有効利用に努めています。

なお、平成22年度に複合機を、平成25年度にパソコンを再更新し、より安定的な運用を可能にしています。

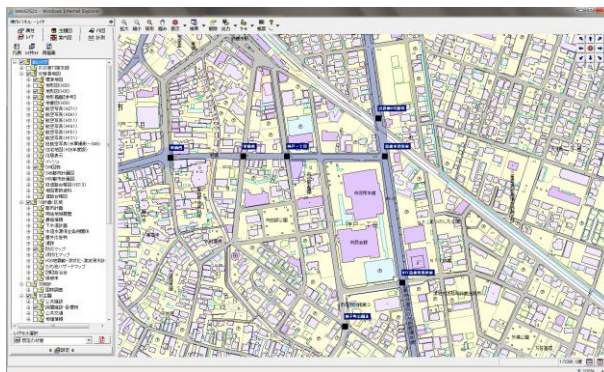
(6) GIS（地理情報システムの更なる活用）

平成14年に導入したGIS（地理情報システム）は、前計画により、その利活用を推進し、各所属が個別に管理していた地図や地図システムを全庁型のGISに統合することで、それぞれが個別に管理していた様々なデータの蓄積が進んできています。これにより、多くの情報の検索が容易となるだけでなく、位置情報の共有が全庁や複数の部署で可能となり、それまで個別に管

理されていた主題データの組み合わせにより、新しい表現が可能となりました。

平成14年に導入したGIS（地理情報システム）は、前計画により、その利活用を推進し、各所属が個別に管理していた地図や地図システムを全庁型のGISに統合することで、それぞれが個別に管理していた様々なデータの蓄積が進んできています。これにより、多くの情報の検索が容易となるだけでなく、位置情報の共有が全庁や複数の部署で可能となり、それまで個別に管理されていた主題データの組み合わせにより、新しい表現が可能となりました。

また、全庁GISへデータを集約して、各所属が個別に管理するGISを廃止することにより、GIS全体の運用経費の削減も実現しています。



▲GIS（地理情報システム）

（7）共同化事業への参加

三重県と県内市町とで構成する三重県電子自治体推進連絡協議会の「三重県電子自治体共同運用基本構想」に基づき、電子申請・電子入札・施設予約・電子地図の作成等について県と県内市町による事業の共同化をめざし、ワーキンググループに参加しています。

平成18年度から平成20年度にかけて初期整備された三重県共有デジタル地図の全体更新事業が平成25年度までに実施され、新しい県域地図が利用できるようになりました。また、平成26年度に、地理空間情報集約システムが構築され、災害予防の情報管理、災害時における地図の作成・印刷、被災情報の共有化などが可能になりました。

また、平成26年2月から、LGWAN-ASP（LGWAN 経由で地方公共団体に各種行政事務サービスを提供する事業者及びサービス）を活用したコンビニエンスストアにおける証明書等の自動交付（コンビニ交付）を開始しました。

現時点では、自治体間における事務の標準化等の課題も多く存在しますが、事務の共同化による広域行政サービスの実現や重複するコストの削減をめざし、積極的に取り組んでいます。



▲コンビニ交付

(8) 公文書管理

文書管理システムの利用を推進したことにより、これまで紙で行ってきた「收受→起案→決裁→施行→保存→廃棄」という一連の文書のサイクルが、システム上で管理可能となり、手書き・ワープロ等で作成していた文書作成作業を省力化することができました。

現在は、将来開始される予定の電子文書交換への対応も視野に入れ、庁内での電子決裁の利用を促進しています。電子決裁機能を有効に利用することで、意思決定の迅速化が図れるだけでなく、回議書の印刷が不要となったことによる紙資源の利用量削減もめざしています。

また、文書管理がシステム化されたことにより、入力した内容が自動的にデータベース化されるため、それまでは困難であった文書単位の検索が可能となっています。

(9) 個別業務システムの更新・構築について

前計画の策定以前は、各課の個別システムを更新・構築するに当たっては、各課独自で調査を行い、委託業務の契約を行ってきました。

この方法は、小回りの効く反面、専門的な知識や情報の不足により、ベンダー依存やコストの上昇、契約時のサービスレベルが維持されないといった弊害を生んでいました。前計画の策定後、情報担当部門がこれらの契約過程に積極的に関わることで、契約の適正化、情報システムに係るコストの削減が実現されつつあります。

(10) NPO支援

電子自治体を基盤とした住民サービスの実施に向け、地域に根ざしたNPOの活動を通じて、多くの市民がパソコン等のICT機器利用のスキルアップを図ることができるよう、NPO団体のICT推進活動について、機器の貸し出しや広報紙への掲載等、支援を継続して行ってきました。

ICTの普及に伴う需要の低下や旧OSのサポート終了などにより、平成25年度末で講座が終了になったことを受けて、パソコン講座における機器(PC)の貸し出しは不必要となりましたが、引き続き、NPOによるICT推進事業のPRなど、サポートを続けています。

(11) 情報セキュリティ対策

地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン（総務省発行）に沿って、三重県北勢広域電子自治体研究会で共同作成した「北勢共同ポリシー」を基本に、「鈴鹿市情報セキュリティ基本方針」を平成16年4月に策定しました。

その後、平成18年1月には、それまでの電子情報のみを保護対象としたセキュリティポリシーから、紙媒体の情報も保護対象としたセキュリティポリシーに改正を行いました。紙文書も電子文書も

全て適用資産とすることで、統一的で徹底的な情報資産の管理を行っています。

さらに、総務省の「地方公共団体の情報セキュリティポリシーガイドライン」改正に伴い、平成19年4月にポリシーの改正を行っています。政府の「重要インフラにおける情報セキュリティ確保に係る『安全基準等』策定にあたっての指針（重要インフラ指針）」との整合を図り、個人情報漏洩事案の状況や、生体認証など情報セキュリティ対策技術の動向などを踏まえて、社会環境の変化や技術の進化への対応との整合を反映させています。

重要な情報を扱う全ての職員は、インターネットを利用したセキュリティ研修（一部紙媒体による研修）を受講し、情報セキュリティに対する意識を高めています。

また、庁内のセキュリティ対策の状況について、平成16年度、平成18～21年度において、計5回外部の監査法人による監査を行うとともに、平成26年度からは、自己チェックによる情報セキュリティ監査を実施しており、より安全な情報の利用をめざしています。

庁内で使用するパソコンについては、生体認証、ウイルス対策ソフトの利用、利用状況へのアクセスログ取得、パソコンからのデータ持ち出し制限、盗難対策等、強固なセキュリティ対策を施しており、これらの対策の徹底と適正管理に努めています。

2 情報化の課題

前計画では、「①部門単位での業務の情報化による課題」「②現状業務の流れを維持した情報化による課題」「③最新のIT（情報通信技術）との親和性の課題」「④システム標準化と共同化への課題」という四つの大きな課題が挙げられていました。これらの課題解決に向けて取り組み、一定の成果を上げつつありますが、未だ解決されていない課題もあります。

これらの課題について、現在の進捗状況や、新たな情報化の動向を踏まえた上で、再度課題として整理するとともに、新たな課題を明らかにし、解決に向けた具体的な行動へとつなげていきます。

（1）前計画の課題と現状

「①部門単位での業務の情報化による課題」としては、システムに使用する機器類を担当課がシステムごとに調達しているため、資産の重複等により、有効な利用がなされていない現状があります。

また、システム運用管理がシステムごとに行われているため、システム運用管理の費用負担が大きくなっています。

これらを解決するためには、サーバ等の機器を情報部門で一括調達・管理することを原則とし、サーバ仮想化の基盤を整えた上で、情報システムの新規導入や更新時には、仮想サーバ上でシステムを動作させるなど、まずは庁内におけるシステム導入の方針を具体化していく必要があります。

「②現状業務の流れを維持した情報化による課題」としては、業務改革の視点が欠如したまま、現状業務の流れを維持して情報化を行っているため、依然として、標準的なパッケージシステムに業務フローを合わせることができていません。

業務に合わせて構築されたカスタムメイドのシステムは、標準的なパッケージシステムと比較して高額であることから、システム導入の際には、カスタマイズを抑制し、業務機能をできる限り網羅したパッケージシステムを導入することを徹底し、業務最適化のための見直しを行う必要があります。

「③最新のIT（情報通信技術）との親和性の課題」としては、過去の汎用機と専用端末によるクローズされたシステムから、オープン環境への移行を進め、インターネットを活用したシステムとの接続性、親和性、システム間連携における課題を解決しつつあります。

一方、近年では、シンクライアント（ソフトウェア管理やデータ処理をサーバ側に集中させて、利用者が使う端末には必要最小限の処理をさせるシステム）、仮想化技術、オープンデータ、無線LAN、タブレット端末の窓口利用等、新たな仕組みが行政システムに取り入れられつつあり、今後は、これらの動向を正しく見極め、費用対効果やセキュリティの観点から取捨選択することにより、無駄な投資を防ぐとともに、事務の効率化と行政サービスの向上へとつなげていくことが必要です。

「④システムの標準化と共同化の課題」としては、現在、国が、2017年度までを自治体クラウドの集中取組期間と位置付けていることに加え、マイナンバー制度の導入に伴う業務の共通化・標

準化の動きや、インターネット接続口を集約した自治体情報セキュリティクラウドの構築が都道府県で進められていることもあり、今後も、各地方公共団体において、自治体クラウド導入の取組が加速することが予測されます。

まずは、システムの標準化を進めるとともに、近隣自治体と連絡を密に取り、情報共有を図る必要があります。その上で、自治体クラウドの導入による「割り勘効果」が見込めるかどうか等、具体的に調査・研究し、より有益な構築手法を選択していく必要があります。

(2) 新たな課題（マイナンバー制度対応等）

標的型のサイバー攻撃が激増するなど、その手口が巧妙化・複雑化する中、マイナンバー制度の導入により、自治体間での情報連携、特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報）の管理、インターネット環境とのネットワーク分離を主とした情報セキュリティ対策の抜本的強化などが求められ、ICT環境が激変し、その対応が急務となっています。

特に平成29年7月からは、自治体間での情報連携が開始するとともに、マイナポータル（情報提供等記録開示システム）が本格稼働します。これにより、業務手順の見直しが必要となり、人的セキュリティの強化とともに、特定個人情報を適正に管理できる体制を整える必要があります。

また、住民情報（特定個人情報）を取り扱う端末では、インターネットやL G W A N環境への通信を分断したため、利便性が損なわれている状況であり、仮想化技術等により、当該端末からも画面転送により、情報を閲覧できるようにするなど、利便性を確保する必要があります。

画像データの高解像度化等により、業務で取り扱う図面や写真などの資料のデータ容量が大きくなるとともに、過去からのデータの蓄積により、その管理や外部との情報のやり取りにおいて、より適正な管理の徹底と利用環境の整備が必要となっています。

第2章 アクションプラン

第1節 アクションプランの構成

総合計画（単位施策2524）に掲げる目的を実現するために、単位施策における概要の項目ごとに、行政情報化の整備に関し、取り組むべき事項を明確にし、特に重要な取組（本計画に基づく新たな取組）を「重要アクション」として明記します。

◇単位施策－2524：情報化の推進による市民サービスの向上と行政事務の効率化

目的	多様な情報媒体を効率的にかつ効果的に活用し、情報化を推進することで、市民サービスの向上及び行政事務の効率化を実現します。			
概要	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民サービスの向上及び行政事務の効率化のため、ICTを活用したサービスの提供や行政事務の効率化を実現します。…1 ● 情報システムを適切に調達し、効率的に運用します。…2 ● 情報資産を適正に管理するとともに、脅威に対し適切な情報セキュリティ対策を実施します。…3 			
成果指標	指標名	情報事故（個人情報の漏えい、Webサイトの改ざんなど）の件数	目標値 (2019年度)	0件



1	ICTを活用したサービス提供と行政事務の効率化			
	<ul style="list-style-type: none"> (1) 基幹系システムとマイナンバーの活用 (2) 行政情報ネットワーク（庁内LAN）管理 (3) 地理情報システム（GIS） (4) オープンデータの推進 			
2	情報システムの適切な調達と効率的運用			
	<ul style="list-style-type: none"> (1) システム導入支援と人材育成 (2) システム評価 (3) システムの最適化 (4) システムの共同化 			
3	情報資産の適正管理と適切な情報セキュリティ対策			
	<ul style="list-style-type: none"> (1) 攻撃リスク等の低減のための抜本的強化対策 (2) 個人番号（特定個人情報）と宛名データの管理 (3) 強固なセキュリティ対策 (4) 情報セキュリティ教育と危機管理 			

第2節 情報化の推進による市民サービスの向上と行政事務の効率化

1 ICTを活用したサービス提供と行政事務の効率化

(1) 基幹系システムとマイナンバーの活用

現在の総合住民情報システムが平成29年度に更新を迎えるため、平成28年度からシステム構築を進めています。調達仕様に、今後想定される更新作業や、帳票の印刷などのアウトソーシングを盛り込むことで、運用経費の削減と、業務の合理化をめざしています。今後は、移行作業をスムーズに進め、システムの安定運用を図っていきます。

マイナンバー制度の導入に伴い、他の行政機関や地方公共団体等との情報連携や市内部の情報連携を順次強化し、行政手続きにおける添付書類の削減や、より正確かつ効率的な社会保障給付、税賦課等の実現に向け取り組みます。

また、マイナンバーカードのマイキー部分（ICチップの空きスペースと公的個人認証）を活用し、マイナポータルを活用したワンストップサービスやプッシュ型情報提供の実現など、住民サービス向上に向けた取組を順次推進していきます。

(2) 行政情報ネットワーク（庁内LAN）管理

平成18年1月の市役所の新庁舎完成に伴い、庁舎内外の関連施設も含めた広域ネットワークの高速化、高信頼化を実現しています。また、重要な部分は、ネットワークの多ルート化、システムの二重化、無停電電源装置による電源の確保、バックアップの確保、サーバ室の二重化、免震装置の設置等による地震などの災害対策を講じています。これらの機器、施設を適正に維持管理（保守・更新）するとともに、新しい技術を取り入れながら、庁内ネットワーク基盤をより強固なものにしていきます。

職員の本人認証については、現在、生体認証等によって、職員の所属、役職等に応じたアクセス権限を一元的に管理しています。引き続き、人事異動、臨時職員の雇用等の更新・対応を適正に行い、ユーザ管理を徹底していきます。

電子メール・グループウェアは、平成23年度に導入したシステムにより運用をしています。庁内周知、スケジュール管理など、庁内の情報共有ツールとして一層有効なシステムとなるよう改善していくとともに、安定運用に努めます。また、取り扱う電子データの容量が増大しているため、セキュリティを確保した上で、外部と大容量の電子データを受信できる手法を検討し、実現します。

共有フォルダは、現在、各所属の業務規模に合わせ、データ容量を割り振り運用していますが、各所属で保有する電子データの容量増加に伴い、保存できるデータ容量の増加要望が増えています。しかし、容量を増加することについては、バックアップ時間の確保も同時に必要になるため、安

易な容量増が困難な状況があります。当面は、不要なファイルの削除や個人情報を含まない画像データ等を他の媒体で保存するなど、共有フォルダの適正管理を促します。また一方で、統合バックアップシステムの更新・運用の改善等により、各所属により多くのデータ容量が割り当てられるよう整備していきます。

インターネットの利用については、セキュリティ対策として、閲覧制限を行っていますが、インターネットの利便性を最大限、活用するため、個人情報を取り扱うネットワークとの通信分離の徹底、安全性の確保を前提に、インターネットを有効活用できるような庁内環境を整備し、事務の効率化を図ります。

庁内で使用するパソコンについては、特別な用途のものを除き、情報部門で一括調達を行っています。個別調達による導入コストの増加を防ぐとともに、機器の統一による管理業務の省力化を実現しています。プリンタ（複合機）についても同様に、特別な用途のものを除き、各所属による個別調達を制限し、一元管理を行っています。引き続き、ハードウェアの一括管理を徹底していきます。

また、情報機器の廃棄についても、廃棄量が多い場合、情報部門で一括して実施します。これにより、機器に残る重要情報が漏洩するリスクを無くします。個別廃棄によるコストの増加を抑えるとともに、できるかぎり売却し、財源の確保に努めます。

庁内会議でタブレット端末が使用できるよう、無線環境を構築し、事務の効率化と資料のペーパーレス化を進めます。また、窓口におけるタブレット端末の利用についても検討し、混雑の緩和や市民への制度説明のツールとして活用できるよう取り組んでいきます。 ■重要アクション

（3）地理情報システム（GIS）

GIS間のデータの互換性を確保して、全体の統一を保ちながら地理情報を分散管理する統合型GISの整備を更に推進します。現在は、紙データを電子化し、検索性や保存性を高めている段階ですが、平成30年度に予定しているシステム更新時に、データの整理を行い、効率的な管理・運用を実現します。

各所属が個別に管理する台帳類をGIS上に展開し、共有を図り、複数の所属において情報を重複して管理する無駄を省くとともに、情報資源の有効利用を可能にします。当面は、組織内のデータ流通・管理の最適化や、行政事務の効率化をめざし、最終的には、複数の主題を組み合わせ、地域情報の表現を行い、政策決定や意思形成のための基礎資料としての利用をめざします。

また、インターネットで公開しているWebGISについては、掲載情報の充実と更新をしていきます。

(4) オープンデータの推進

国や地方公共団体等が保有する公共データは、国民共有の財産であるため、新たな価値を生み出す上で、住民や企業等が利活用しやすいように、機械判読に適した形式で、二次利用可能なルールの下で公開されていくこと（オープンデータ）が求められています。

オープンデータの活用例として、市内のトイレ検索、コミュニティバスのリアルタイム運行状況、観光マップなどのアプリケーション開発等があります。オープンデータの取組は、新事業の創出に加え、市民サービスの向上や行政の透明性の確保等の効果が期待されるため、オープンデータの取組を推進します。当面は、現在、市が保有するデータのうち、公表できるデータの整理を行うとともに、データ更新のメンテナンス方法等の課題整理を行い、実現に向け、具体化していきます。

■重要アクション

【重要アクション】

- 無線環境の整備とタブレット端末の有効活用
- オープンデータの推進

2 情報システムの適切な調達と効率的運用

(1) システム導入支援と人材育成

自庁導入の各業務システムの構築・更新時に、より効率的・効果的なシステム導入ができるよう、情報化担当職員が支援を行います。職員には、情報化の進展に伴い、仕様作成や機器選定のノウハウ等の専門的知識、プロジェクト管理能力等が求められるため、研修などにより積極的に人材育成を行います。また、外部有識者から情報統括監補佐官（以下「CIO補佐官」という。）を任用し、より効果的な庁内のシステム調達を実現するとともに、職員の情報活用や業務分析の能力向上を図ります。

情報システム調達方法をルール化します。これにより、業務品質の確保を図るとともに、調達コストを削減するため、システムの更新については競争原理を働かせます。システムと機器を分けて発注することにより、システム開発ベンダーに依存することなく、システムと機器それぞれから不要なコストを削減します。 ■重要アクション

(2) システム評価

鈴鹿市CIOによるICTガバナンス（組織の戦略目標を実現するために必要な情報システムを適切に計画・設計・調達・運用・見直すこと）を強化し、効果的なICT投資と無駄の排除により、戦略的なICT投資管理を実現します。

業務システムの新規導入や改修に係る経費の適正化を目的に、技術者等の単価、工数、保守経費などが明確になる詳細見積書を使い、CIO補佐官による評価を行います。予算要求に合わせて、各所属から提出された見積書に対するCIO補佐官の評価結果は、予算査定に反映させるとともに、導入後の評価・改善につなげ、PDCAサイクルを確立します。

(3) システムの最適化

庁内の各個別システムは、できる限り管理を集中し、統合に向けた検討を行います。業務と情報システムの両面から全体的な最適化を進めるため、方針を定め、具体化していきます。

■重要アクション

また、サーバ等の機器は、サーバ仮想化の基盤を整えた上で、情報部門で一括調達・管理することを原則とし、情報システムの新規導入や更新時には、対象のシステムを仮想サーバ上で動作させることにより、機器の調達費用を縮減します。

(4) システムの共同化

多くの行政サービス分野において、複数の自治体で同じ業務を行っている現状から、共通する業

務を共同で行い、省力化を図ります。重複投資を防止し、コストの削減を図るだけでなく、市域を超えた広域行政サービスの提供と利便性の向上を目的に、事務の標準化等の課題を解決します。

自治体クラウドは、「地方公共団体が情報システムを庁舎内で保有・管理することに代えて、外部のデータセンターで保有・管理し、通信回線を経由して利用できるようにする取組。複数の地方公共団体の情報システムの集約と共同利用を進めることにより、経費の削減及び住民サービスの向上等を図るもの。（「経済財政運営と改革の基本方針～脱デフレ・経済再生～」（平成25年6月14日閣議決定）24頁脚注）とされています。自治体クラウドには、システム統合や共同化によるコスト削減・業務負担に軽減のほか、データのバックアップや業務の継続性の確保・セキュリティの向上などのメリットがあります。

自治体クラウドについては、「電子自治体の取り組みを加速するための10の指針」に基づき、番号制度導入と併せて共通化・標準化を行いつつ、導入に向けた検討を行います。クラウドによるサービスの利活用に当たっては、コスト面でのメリットや利便性とともに、高度な安全性、安定性が確保できるかを検討し、自治体クラウドも選択肢の一つとして、個別のシステムごとに最適な構築手法を選択していきます。

また、三重県市町総合事務組合の共有デジタル地図共同整備事業へ引き続き参加し、地図データの更新費用の節減を実現します。

【重要アクション】

- 調達ガイドラインの作成
- 業務・システム全体の最適化に関する調査・研究（方針策定）

3 情報資産の適正管理と適切な情報セキュリティ対策

(1) 攻撃リスク等の低減のための抜本的強化対策

平成29年7月から、国・地方自治体を通じたマイナンバーを活用したオンラインでの情報連携が開始されることを受け、個人情報流出を未然に防ぐため、自治体情報セキュリティ対策を抜本的に強化することが求められています。

総務省が設置した「自治体情報セキュリティ対策検討チーム」の報告書「攻撃リスク等の低減のための抜本的強化対策」では、「マイナンバー利用事務系（既存住基、税、社会保障など）においては、原則として、他の領域と通信をできないようにした上で、端末からの情報持ち出し不可設定や端末への二要素認証の導入等を図ることにより、住民（個人）情報の流出を徹底して防ぐこと。」「マイナンバーによる情報連携に活用されるL G W A N環境のセキュリティ確保に資するため、財務会計などL G W A Nを活用する業務用システムと、W e b閲覧やインターネットメールなどのシステムとの通信経路を分割すること。なお、両システム間で通信する場合には、ウイルス感染のない無害化通信を図ること（L G W A N接続系とインターネット接続系の分割）。」「インターネット接続系においては、都道府県と市区町村が協力してインターネット接続口を集約した上で、自治体情報クラウドを構築し、高度なセキュリティ対策を講じること。」という三層からなる情報セキュリティの抜本的強化対策（自治体情報システム強靱性向上モデルの実現）が求められており、これらの対応を実施してきました。

第一段階として、住民基本台帳システムを利用する端末とインターネットの切り離しを終え、第二段階として、仮想化技術の利用等により、L G W A N接続系とインターネット接続系の通信の分離（排他的利用）を進め、マイナンバー利用事務系、L G W A N接続系、インターネット接続系の各環境の通信分離を完了しました。

今後は、第三段階として、業務の利便性を維持・向上させるために、1台の端末から各環境のネットワークを利用できるように整備（仮想環境の整備）を進めます。 ■重要アクション

また、インターネット接続系では、三重県で自治体情報セキュリティクラウドの構築が進められているため、これに参加します。

(2) 個人番号（特定個人情報）と宛名データの管理

マイナンバー制度の対応に伴い、番号連携サーバを導入し、各業務システムで管理する番号の紐付けが進んでいます。今後は、データのクレンジングを進め、庁内の宛名管理の最適化を段階的に行っていきます。

また、マイナンバー制度に関する職員研修、自己点検の定期実施等による人的セキュリティの強化とともに、適切な権限・認証の管理やログの取得等を徹底し、特定個人情報を安全に管理で

きる体制を整えます。

(3) 強固なセキュリティ対策

ファイアウォール、IDS（侵入検知システム）、スパムメールフィルタ、ウイルス対策ソフト等によるセキュリティ対策を徹底し、これらの適正な管理を引き続き実施します。また、標的型のサイバー攻撃が激増する中、より高度で新しいセキュリティ対策の導入についても検討します。

各所属が個別に所有するシステムやネットワークでは、セキュリティポリシーで定める統一したセキュリティ基準を満たすことは困難であり、安定した運用を維持することができません。また、機器やデータ等の資産を重複して管理することによる運用コストも高額なものとなります。そのため、各所属が業務システムやネットワークを個別に導入することを禁止しています。同時に、業務システムに使用するパソコンやプリンタ等のハードウェアについても、各所属が個別に調達することを原則禁止します。

これらのシステムは、情報部門が管理する行政情報ネットワークに統合させることにより、ウイルス対策や生体認証等、統一されたセキュリティ対策を講じ、その安全性と可用性を向上させるとともに、調達コスト、運用コストの削減を実現します。

現在の庁内LAN用パソコンは、本体に情報を保有しないシンクライアントやゼロクライアント（OSを搭載せず、ネットワーク接続、画面描画・ディスプレイ出力、キーボード・マウス入力だけの機能を備え、アプリケーション等はデスクトップ仮想化により、サーバ上で実行する端末）について検討を進めます。端末本体に情報を保有しないことにより、盗難等による情報漏洩リスクを無くすだけでなく、端末故障時の障害復旧やソフト更新などのメンテナンスが容易になります。また、本体に稼働部を持たないことにより、省電力化を実現し、環境にも配慮します。 ■重要アクション

また、住民の財産や生命に直結する行政サービスを提供する機器やネットワークについては、適切な投資による二重化と保守体制を確立し、安定運用をめざします。

大規模災害等により、システムやネットワークの停止が発生した場合においても、早期復旧が可能なシステム構成にするとともに、通常の使用に伴い発生が予想される機器の障害についても、定期的なメンテナンスとデータのバックアップを行い、障害の発生時に重要なデータが消失することのないよう、万全の対策を講じます。

(4) 情報セキュリティ教育と危機管理

セキュリティポリシーは、個人情報や情報システムなどの市の情報資産を、さまざまな脅威から守るためのセキュリティ対策を、総合的、体系的にまとめたものです。セキュリティポリシーを策定することにより、市の情報資産をどのような脅威からなぜ保護しなければならないかを明確定義することができるようになり、統一したセキュリティ対策を施すことができるようになります。

庁内で扱う重要な情報を保護するため、現在の「鈴鹿市情報セキュリティ基本方針」を適宜見直すとともに、堅実に運用し、情報セキュリティ対策を徹底していきます。情報システムへの侵入、データ改ざん、システムの利用妨害だけでなく、盗難や紛失、災害や機器の故障といったリスクに対しても、個人情報保護、情報資産保護という観点から十分な技術的対策と運用対策を行い、情報の可用性を確保します。

日本年金機構の情報漏えい事件に見られるように、サイバー攻撃がますます厳しくなっており、サイバー攻撃に対応するための管理体制として、最高情報セキュリティ責任者（CISO）の設置とインシデント対応チーム（CSIRT）の強化、人的セキュリティの強化と訓練の徹底が求められています。

情報セキュリティの管理体制としては、情報統括監（CIO）をCISOとして位置付けており、インシデント（脅威となる事象、事件・事故）に即時に対応できる体制を強化・維持していきます。

人的セキュリティの強化策としては、情報セキュリティ研修を実施するとともに、情報セキュリティ監査（自己チェック）の定期的な実施により、庁内LANを利用する職員のセキュリティ意識の向上を図ります。また、インシデントへの対応訓練の実施についても手法を含め、検討します。

■重要アクション

また、大規模な災害時においても、市民の生命・財産に影響を与える重要な行政事務については、その継続が求められます。情報システムやネットワークに障害が発生し、これらの行政サービスの提供が困難な場合においても、行政機能を維持することができるよう、『鈴鹿市業務継続計画（BCP）』、『鈴鹿市危機対策マニュアル 行政ネットワークシステム停止編』等に基づき、対応するとともに、内容の見直し・確認を適宜行い、危機管理体制を確立します。

各所属で管理している情報資産台帳の定期的な見直しを継続し、保護すべき対象となる情報資産を明らかにします。情報管理区分と「鈴鹿市情報セキュリティ基本方針」に定める情報セキュリティ対策基準に基づいて、個々用途や情報システムに対して具体的な管理対策を定める情報セキュリティ実施手順を作成します。

【重要アクション】

- 仮想環境の整備
- 端末更新（シンクライアント・ゼロクライアント化検討）
- インシデント対応訓練の実施

第3節 実施スケジュール

重要アクションごとの実施スケジュールを示します。

重要アクション	実施予定年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
■ 無線環境の整備とタブレット端末の有効活用	平成29～31年度		→検討後, 段階的に実施	
■ オープンデータの推進	平成29～31年度 (以降更新)	→研究	→順次公表・更新	
■ 調達ガイドラインの作成	平成29年度	→作成	→配付	
■ 業務・システム全体の最適化に関する 調査・研究 (方針策定)	平成29年度	策定 →方針に基づく取組実施		
■ 仮想環境の整備	平成29・30年度	調査設計	完了	
■ 端末更新 (シンクライアント・ゼロクライアント化検討)	平成29～31年度	→導入検討		更新
■ インシデント対応訓練の実施	平成29・30年度	→内容検討	実施	

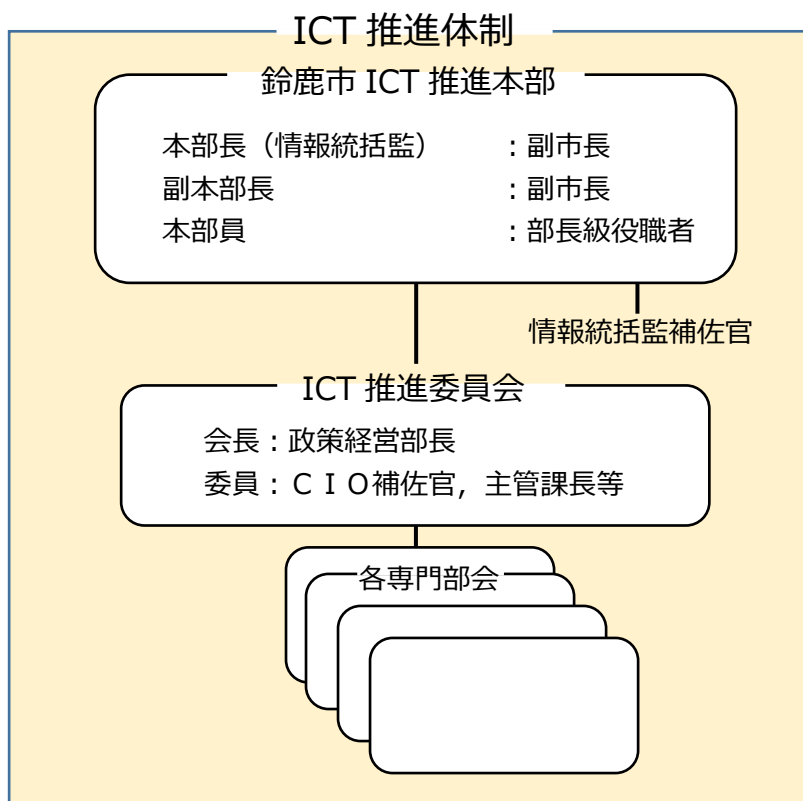
▲実施スケジュール一覧

第3章 推進に当たって

第1節 推進体制の整備

1 庁内における情報化推進体制

ICTの進展に対応し、市の情報化関連施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、ICTを使った市民サービスの向上と適正で効率的な行政運営を図るため、情報統括監を中心としたICT推進本部を設置するとともに、新たに情報統括監補佐官を任用するなど、全庁的な情報化推進体制を整備しています。



▲庁内のICT推進体制イメージ図

2 計画の進行管理

本計画における各施策を展開するに当たっては、総合計画に位置付けられた該当する単位施策、実行計画（事務事業）により評価・進行管理を行うことで、その実効性を確保していきます。

また、ICT推進体制において施策の進捗状況を確認するとともに、妥当性や有効性、効率性等を総合的に判断し、事業の継続や拡大、あるいは凍結や廃止を含め、柔軟に見直しを図っていきます。

■ 用語集

- **C I O (シー・アイ・オー)** : Chief Information Officer の略, 最高情報責任者 (市では情報統括監)
 - **C I S O (シー・アイ・イス・オー)** : Chief Information Security Officer の略, 最高情報セキュリティ責任者
 - **C S I R T (シーサート)** : Computer Security Incident Response Team の略, インシデント (脅威となる事業, 事故等) 対応チーム (情報システムに対するサイバー攻撃などのインシデントが発生した際に, 発生したインシデントを正確に収集・分析し, 被害拡大の防止, 復旧, 再発防止などを迅速かつ的確に行うことを可能にするための機能を有する体制)
 - **G I S (ジー・アイ・イス)** : Geographical Information System の略, 地理情報システム (デジタル化された地形データや位置に関連する属性情報等のデータを総合的に表示・検索・管理するシステム)
 - **I C T (アイ・シー・ティ)** : Information and Communication Technology の略, IT (情報技術) に「Communication」を加え, ネットワーク通信による情報・知識の共有が念頭に置かれた表現
 - **I C T ガバナンス (アイ・シー・ティ ガバナンス)** : 組織の戦略目標を実現するために必要な情報システムを, 適切に計画・設計・調達・運用し, 見直すこと。
 - **I D S (アイ・ディ・イス)** : Intrusion Detection System の略, 侵入検知システム (コンピュータやネットワークに対する不正行為を検出するシステム)
 - **L A N (ラン)** : Local Area Network の略, 構内コンピュータネットワーク (LAN に対し, WAN (ワン) は, Wide Area Network の略で, 広い範囲に及ぶコンピュータネットワーク)
 - **L G W A N (エル・ジー・ワン)** : Local Government WAN の略, 総合行政ネットワーク (地方自治体のコンピュータネットワークを相互接続した広域ネットワーク) LGWAN-ASP (エル・ジー・ワン エー・イス・ピー / アプリケーションサービスプロバイダ) は, 行政専用の閉域ネットワークである LGWAN における地方公共団体向けに各種行政事務サービスを提供する事業者及びそのサービス
 - **O S (オー・イス)** : Operating System の略, 基本システム (システム全体を管理するソフトウェア)
 - **S N S (イス・エヌ・イス)** : Social Networking Service の略, コミュニティ型の Web サイト・ネットサービス (Facebook / フェイスブックのほか, 短いつぶやきを投稿・情報共有する Twitter / ツイッター, 写真投稿を中心とする Instagram / インスタグラムなどが有名)
- ◆ ◆ ◆
- **ウイルス (コンピュータウイルス)** : コンピュータの正常な利用を妨げる有害なコンピュータプログラム (ソフトウェア) の一種 (なお, マルウェアは malicious software (悪意のあるソフトウェア) を縮めた略語)
 - **オープンデータ** : 誰でも自由に入手, 加工, 利用などができるように公開されたデータ (機械判読に

適したデータ形式で、二次利用が可能な利用ルールで公開されたデータが望まれる。)

● **仮想化（仮想化技術）**：物理的な単一のソース（サーバ、OS、記憶装置等）を複数に見せかけたり、逆に複数の物理リソースを単一の論理リソースに見せかけたりできる（物理的な構成にとらわれずに論理的に統合・分割することができる）技術（デスクトップ仮想化、サーバ仮想化、ストレージ仮想化、ネットワーク仮想化などの技術がある。)

● **クラウド（クラウドコンピューティング）**：雲（cloud）・インターネットの向こう側の世界の巨大な情報処理施設を利用・提供する技術の総称（自治体クラウドは、地方公共団体が情報システムを庁舎内で保有・管理することに代えて、外部のデータセンターで保有・管理し、専用の通信回線を経由して利用できるようにする取組）

● **グループウェア**：組織内などでスケジュールや情報を共有したり、電子会議やメールなどのコミュニケーションをとったりすることのできるソフトウェア

● **（データ）クレンジング**：データの中から、重複や誤記、表記のゆれなどを探し出し、削除・修正等によりデータの品質を高めること。

● **サイバー攻撃**：コンピュータシステムやインターネットなどを利用して、標的のコンピュータやネットワークに不正に侵入してデータの詐取や改ざんなどを行ったり、標的のシステムを機能不全に陥らせたりしようとする攻撃

● **シンククライアント**：利用者が使うコンピュータ（クライアント）には最低限の機能しか持たせず、サーバコンピュータがソフトウェアやデータなどの資源を管理（パソコン本体に情報を持たせないように）する方式

● **シングルサインオン**：一度の利用者認証で複数のコンピュータやソフトウェア、サービスなどを利用できるようにすること。

● **スパムメール**：無差別に、本人に許諾を得ずに一方的に営利目的の広告メール等を配信すること。

● **ゼロクライアント**：OS を搭載せず、ネットワーク接続、画面描画・ディスプレイ出力、キーボード・マウス入力だけの機能を備え、アプリケーション等はデスクトップ仮想化により、サーバ上で実行する端末

● **ビッグデータ**：巨大で複雑なデータの集積物（ビッグデータを用いて社会の問題解決など図ることが期待される。)

● **ファイアウォール**：あるコンピュータやネットワークと外部ネットワークの境界に設置され、内外の通信を中継・監視し、外部の攻撃から内部を保護するためのソフトウェアや機器、システムなどのこと。

● **ベンダー**：製品やサービスを利用者に販売する事業者

● **マイナポータル**：情報提供等記録開示システム（インターネット上で個人情報のやりとりの記録が確認できるシステム）行政機関がマイナンバーの付いた自分の情報をいつ、どことやりとりしたのか確認できるほか、行政機関が保有する自分に関する情報や行政機関から自分に対しての必要なお知らせ情報等を自宅のパソコン等から確認できるものとして整備（平成29年7月から順次開始）予定

制定・改訂履歴

版数	年月日	内容
1	平成 28 年 12 月 28 日	-



鈴鹿市 行政情報化行動計画